

「地域善隣事業」

保健医療福祉サービス研究会 医療福祉経営指導部建築コンサルタント
コスモプラン株式会社 一級建築士事務所 代表取締役

水野直樹
Naoki Mizuno



■「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究委員会」

地域包括ケアシステムの最新版では「住まいの確保」が強調されている(図-1)。さらに今後、厚生労働省は低所得の高齢者の住まい確保対策に着手せざるを得ない。特に大都市、中でも東京を中心にその確保が急務である。根底には2009年に群馬県で発生した「たまゆら」の火災に潜んでいた問題がある。その後首都圏周辺には、生活保

護世帯を当て込んだ「貧困層ビジネス」が増え続けている。

無届ホーム等のグレーな施設も存在し行政も目をつぶっている節もある。しかし最近「老人福祉法第29条」に関する各地域での把握が厚労省から地方自治体に対し指示があったようだ。つまり



グレー施設の詳細把握だ。まだ把握の域を出ないが、次には「何らかの指導」がなされる可能性がある。しかし高齢者を取り巻く現状は相当厳しい。それは

経済問題だ。

低所得の高齢者が住み慣れた地域に住み続けるための住まいが確保できない問題は深刻化している。そこで厚労省は低所得の高齢者の住まい確保対策に乗り出した。「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究委員会」(委員長・高橋絃士委員長)がそれだ。さらに一般財団法人高齢者住宅財団は、

第2回の委員会において、空き家を低所得の高齢者向け住宅として活用するなどの住まいの確保や、住まいの同居者同士の互助など地域での生活支援を行う「地域善隣事業」の骨子をまとめた。この第2回「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究」は平成23年度の第1回報告書で報告された内容をさらに検証する形となっている。第1回報告書では、①低所得高齢者は経済的困窮以外に社会的つながりの欠乏がある為、その支援(インフォーマル・サポート)が必要である。②地域社会の中で「住まい(ハード)の確保」、「住ま

い方(ソフト)の支援」及び「住宅手当(家賃補助)」を一体的に提供することにより、地域での居住継続を保障するという「地域社会包摂型セーフティネット」という考え方を提案した。そして、これを実現するための制度的枠組みとして「地域居住支援法」の構想を提起していた。

■地域善隣事業

今回の第2回調査研究では、「住宅の確保」と「住まい方」の支援を一体的に提供する必要性とその事業スキームを考察し、それぞれ「地域善隣事業」及び「地域善隣事業体」と呼んでいる。「地域善隣事業」は、地域の空家や人材、多様な活動主体(非営利・営利を問わない)等の地域資源を最大限活用し、ネットワーク化して、地域住民が主体となって実践活動をするもので、地域づくり・まちづくりの意味を込めている。支援の対象者である低所得高齢者を地域社会の中に包摂し安定居住に導く一方、地域の結びつきを強め、地域の遊休化した資源を活用・活性化する

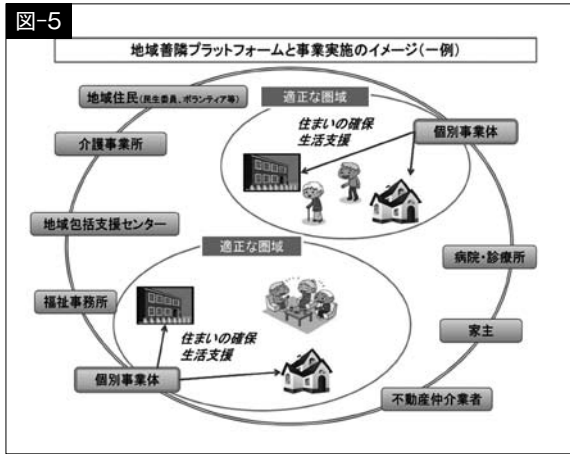
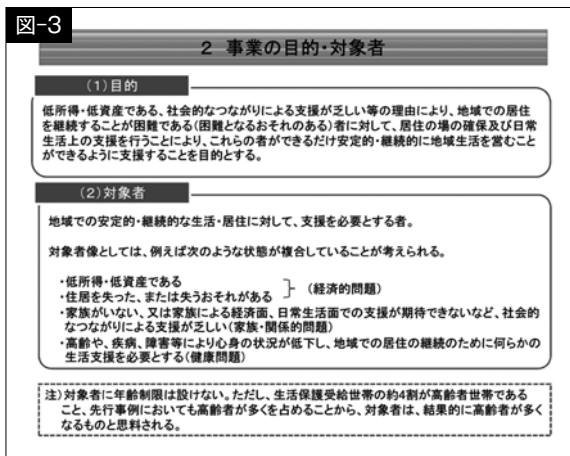
ことで、温かい地域経済の循環を生み出すことも目指している(図-2、図-6)。第1回調査報告では、住宅の確保を経済的に支援するための

「住宅手当」として検討行っていたが、第2回調査研究では「居住支援給付金」とし、前回の「住宅手当」に相当する給付を指している。金銭給付に

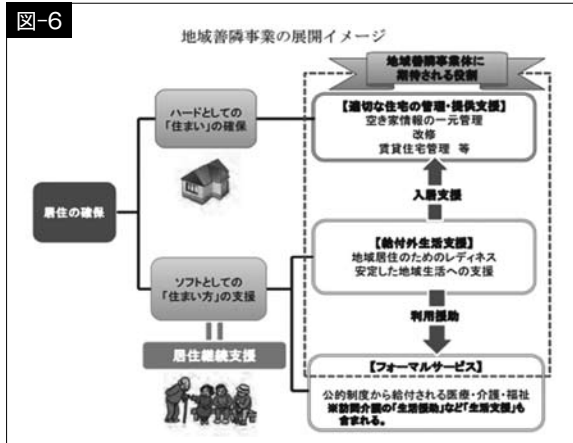
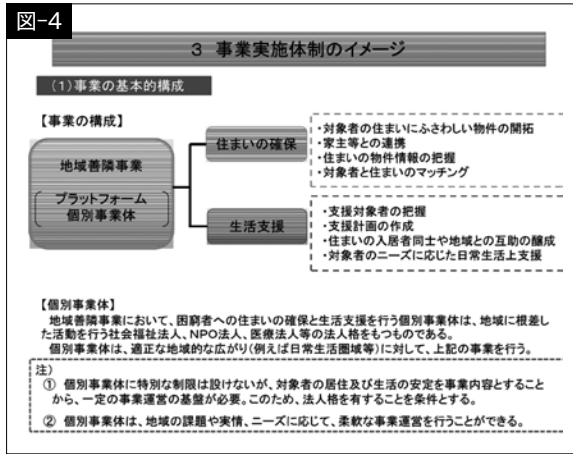
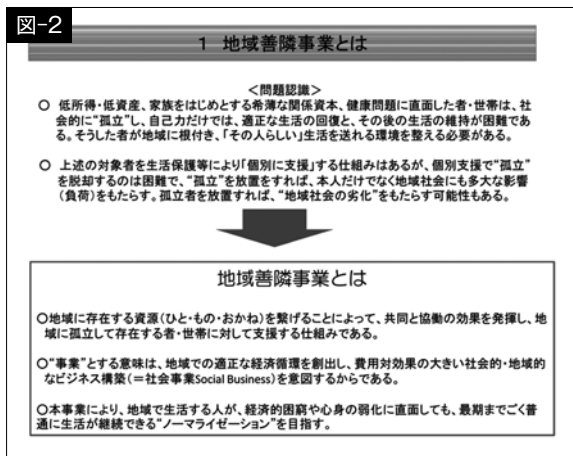
を減少させることは、高齢者の生活を有するものである。地域において住宅確保が困難な高齢者を減らすことは、高齢者の

継続による地域社会のつながりについては、基本的には、受給者又はその世帯に帰属するものということができる。しかし、「居住支援給付金」は、個人や世帯の利益に止まらず、地域社会にとってもメリットを生じさせる「社会性」

「困窮者支援の状況は徐々に悪くなっている」と思う。地域でその人らしい生活を支えるため、低所得高齢者の住居を確保するための受け皿づくりが急務だが単なる給付だけでは限界がある。生活支援など新しい枠組み作り、領域を超えた支援が必要だ。財源の課題が捨てきれないが、低所得



「困窮者支援の状況は徐々に悪くなっている」と思う。地域でその人らしい生活を支えるため、低所得高齢者の住居を確保するための受け皿づくりが急務だが単なる給付だけでは限界がある。生活支援など新しい枠組み作り、領域を超えた支援が必要だ。財源の課題が捨てきれないが、低所得



りの維持などの社会的な効用を生み出す。また、生活支援の不足から生じる特養へのニーズの集中を緩和させる効果が期待できるなど、フォーマルサービスの不足が、高齢者のための住宅手当が今後重要になるだろう」と問題を提起している(図-7)。また、介護保険施設においては低所得者に対して補給給付が与えられ、事実上居住費の補助を受けていることへの矛盾が指摘されている。フランスにおける住宅手当の例があるように、今後我が国においても住宅手当の導入も政策誘導を含め視野に入ってくる(報告書から一部引用)。現在、介護保険施設において世帯分離等の手法にて偽装的に補給給付を受ける状況は社会的に否定されるだろう。

